

## 国民スポーツ大会「ふるさと選手制度」の手続き等について(必読)

### 1. 「ふるさと選手制度」の手続きについて

1) 高知県内の小学校、中学校及び高等学校を卒業した後、県外在住者のなかで、大学生及び社会人が高知県代表として国民スポーツ大会に参加するためには、「ふるさと選手制度」の手続き(登録又は申請)が事前に必要となる。

※卒業校の所在地の都道府県のみが対象。(卒業していない場合は対象外)

※水泳競技においては、成年種別の大学生は居住地の県内外に関わらずふるさと選手制度活用による参加となる。

2) 「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年の手続きが必要になる。

3) 一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。

4) 県内選考会(予選会)等へのエントリー時より、登録又は申請が必要になる。

### 2. 手続きの書類について

① 「ふるさと選手制度」を初めて活用する場合は、送付したふるさと登録届(様式 1-A)を高知県スポーツ協会と県競技団体に提出しなければならない。

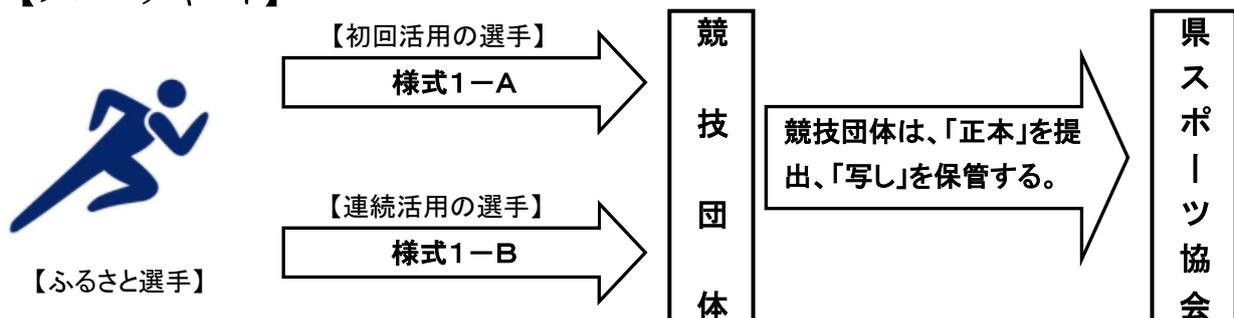
② 一度、様式1-Aにより登録した「ふるさと選手」が、連続して国民スポーツ大会に出場する場合は、ふるさと選手制度使用申請届(様式1-B)を高知県スポーツ協会と県競技団体に提出しなければならない。

※書類作成にあたっては、正確に記入・確認のうえ必ず押印して提出すること。

### 3. 提出期日について

競技団体は、国民スポーツ大会県内選考会(予選会)等の開催までに高知県スポーツ協会にふるさと登録届(様式1-A)又はふるさと選手制度使用申請届(様式1-B)を提出しなければならない。

#### 【フローチャート】



## 国民体育大会ふるさと選手制度 (第76回大会以降)

1. 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項[本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
  - (1) 居住地を示す現住所
  - (2) 勤務地
  - (3) ふるさと
2. 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。
3. 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
4. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
5. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
6. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
7. 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

### 附則

本制度は、平成16年4月13日に制定し、第60回大会から施行する。

本制度は、平成21年12月16日に改定し、第65回大会より施行する。

本制度は、平成23年3月25日に改定し、第66回本大会より施行する。

本制度は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

本制度は、平成30年4月1日に改定し、施行する。

本制度は、令和2年3月12日に改定し、第76回大会より施行する。

(注) 第75回大会までは、改定前の規定を適用する。